

厚生年金の子育て支援制度～年金額低下の防止(養育特例制度)～

厚生年金の子育て支援制度は、下記の3つです。

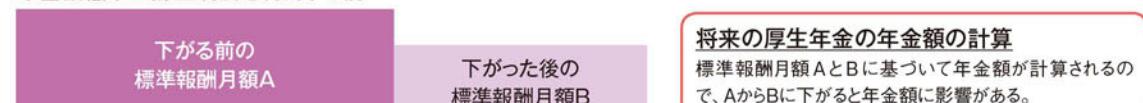
今回は、育児休業を取っていない利用できる③の制度について説明します。

- ①育児休業中の保険料免除 ②育児休業復帰時の保険料軽減 ③年金額低下の防止(養育特例)

標準報酬月額と年金額の関係

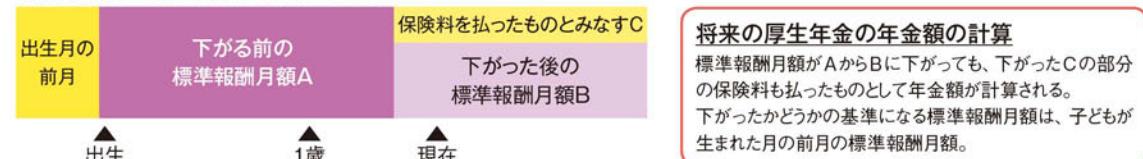
標準報酬月額は、給与から天引きされる保険料算出の基になります。そして、将来の厚生年金の年金額は、その標準報酬月額によって計算されます(実際には賞与も年金額に反映されます)。

年金額低下の防止制度を利用する前



給与から天引きされる保険料 健人は、制度利用前後いずれも標準報酬月額がAからBに下がったことにより、給与から天引きされる保険料が下がる。

年金額低下の防止制度を利用した場合



年金額低下防止制度(養育特例)の利用方法

<手続きの流れ>

- ①本人から会社へ制度利用を申し出る(会社から制度利用を案内してくれる場合もありますが、基本は本人からの申し出があつて初めて手続きが始まります)。
- ②会社経由で書類を年金事務所へ届け出。
※退職後の場合は、勤めていた会社を管轄する年金事務所へ本人が届け出(郵送可)。

<申し出のタイミングと期限>

- 子どもが生まれたとき、転職や転籍をしたとき、育児休業から復帰したとき。
標準報酬月額が下がってからの申し出のほか、あらかじめ申し出をしておくことも可能。
申し出より前の期間は、申し出日の前月までの2年間はさかのぼり可能。

<必要な書類>

- ①厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書(日本年金機構のホームページからダウンロード可能)
- ②戸籍謄本(申し出者と子どもの関係および子どもの生年月日を確認するため)
- ③住民票(申し出者と子どもが同居していることを確認するため)
※②③は提出日からさかのぼって60日以内に発行されたもの
※②③は原本を提出、コピーは不可
※育児休業から復帰したときの住民票は、育児休業終了日の翌日が属する月の初日以降に発行されたものであること



よこやま・れいこ 横山玲子社会保険労務士事務所代表。横山玲子社会保険労務士事務所ホームページ
<http://www.r-yokoyama-office.jp/>
Twitterアカウント @mayokor

基準月(子どもが生まれた月の前月)

基準月が厚生年金に加入していない月だった場合は、基準月の前の1年以内の直近の厚生年金加入月が、基準月の標準報酬月額とみなされます。その結果、子どもが生まれた月や生まれた月の前月が失業中であっても、養育特例を利用できる可能性があります。

MEMO



育児休業を取っていない利用できる厚生年金の子育て支援制度

厚生年金保険料の基本

厚生年金保険料=標準報酬月額×保険料率×1/2(労使折半)
※保険料は毎年1回見直しがあり、見直し後の保険料は9月から適用になる。
※保険料は翌月控除なので、実際には10月中に支給される給与から新しい保険料が天引きされる。

年金額低下を防止する厚生年金の子育て支援制度

◆利用できる人
3歳未満の子育て中の厚生年金加入者。共働きの夫婦や育児休業を取っていない男性も利用可能。

◆支援制度の内容

将来の年金額低下を防止する制度。子どもが3歳になるまでに厚生年金保険料が下がっても(標準報酬月額が下がっても)、下がる前の保険料を払ったものとして年金額を計算する仕組み。

◆制度の利用方法

本人から会社へ制度利用の申し出が必要。会社は本人から必要書類を預かり、年金事務所へ届け出を行う。

◆手続きの期限等

申し出より前の期間は、申し出日の前月までの2年間はさかのぼり可能。

今月は、育児休業を取っていない男性も利用できる厚生年金の子育て支援制度について説明します。

健人 春から残業代が減っていたのですが、10月の給与明細でようやく保険料が下がっていました。
先生 「標準報酬月額」が下がった結果で「標準報酬月額」が下がった結果で、「標準報酬月額」が下がった結果ですね。この見直しは4～6月の総支給額の平均額を基に決定します。
健人 「標準報酬月額」は「ねんきん定期便」で見たことがあります。
先生 そうなんです、標準報酬月額が計算されるんですね。
健人 1年に1回の保険料の見直しで、「標準報酬月額」が下がった結果で、「標準報酬月額」が下がった結果ですね。この見直しは4～6月の総支給額の平均額を基に決定します。
先生 そうなんです、標準報酬月額が下がると将来の年金額に影響します。ところで、健人さんのお子さんは何歳になりましたか?
健人 1歳です。子どもの年齢と年

金と何か関係があるのですか?
先生 厚生年金には、健人も利用できる子育て支援制度があります
健人 妻は育児休業中の保険料の免除等の支援制度を利用しましたが、私は育児休業を取っていないかもしれませんよ。
先生 育児休業を取っていない私も利用できる制度があります。厚生年金の年金額は、保険料の基になった標準報酬月額や賞与に応じて計算されます。子どもが3歳になるまでに保険料が下がっても、下がる前の保険料を払ったものとして年金額を計算する仕組みです。
健人 その制度、教えてください!